岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 元 年 6 月 定 例 会

令和元年６月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件　　名	ページ
承認１	岡崎市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	1
1	工事請負の契約について（中央緑道等整備工事その２）	7
2	土地区画整理に伴う町及び字の区域の設定について	9
3	物品の取得について（災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車）	13
4	物品の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）	15
5	物品の取得について（災害対応特殊救急自動車）	17
6	物品の取得について（高度救命処置用資機材）	19
7	物品の取得について（机・椅子）	21
8	岡崎市手数料条例の一部改正について	23
9	岡崎市市税条例等の一部改正について	25
10	岡崎市民生委員定数条例の一部改正について	33
11	岡崎市介護保険条例の一部改正について	35
12	岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	37
13	岡崎市都市公園条例の一部改正について	39
14	岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について	43
15	岡崎市火災予防条例の一部改正について	47
16	令和元年度岡崎市一般会計補正予算（第１号）	49
17	令和元年度岡崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	53
18	令和元年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）	57

19	令和元年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）	65
20	令和元年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第１号）	69

令和元年承認第１号

岡崎市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第３項の規定により議会の承認を求める。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成31年３月29日専決

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市市税条例等の一部を改正する条例

（岡崎市市税条例の一部改正）

第１条　岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第34条の２第１項中「においては」を「には」に、「同項第１号に掲げる寄附金」を「同条第２項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第２項中「第314条の７第２項」を「第314条の７第11項」に改める。

附則第３条の３第１項中「次条第１項」を「次条」に改める。

附則第３条の４第１項中「附則第５条の４の２第６項」を「附則第５条の４の２第５項」に、「同条第９項」を「同条第７項」に改め、同条第２項を削る。

附則第３条の６中「第314条の７第２項第２号」を「第314条の７第11項第２号」に改める。

附則第４条第２項中「附則第３条の４第１項」を「附則第３条の４」に改める。

附則第４条の３の見出し中「寄附金税額控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第１項中「によつて」を「により」に、「第314条の７第１項第１号に掲げる寄附金」を「第314条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第４条の４中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第５条第１項中「法附則第30条第１項」を「平成18年３月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第１項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「附則第30条第６項第１号」を「附則第30条第２項第１号」に、「第２項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第２号イ	3,900円	1,000円
第２号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第５条第５項を同条第２項とし、同条第６項中「附則第30条第７項第１号」を「附則第30条第３項第１号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第３項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第２号イ	3,900円	2,000円
第２号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第５条第６項を同条第３項とし、同条第７項中「附則第30条第８項第１号」を「附則第30条第４項第１号」に、「第４項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第２号イ	3,900円	3,000円
第２号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第５条第７項を同条第４項とする。

附則第14条の３第３項第２号、第14条の４第３項第２号、第15条第３項第２号、第16条第５項第２号、第16条の２第３項第２号及び第17条第２項第２号中「附則第３条の４第１項」を「附則第３条の４」に改める。

（岡崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　岡崎市市税条例の一部を改正する条例（平成29年岡崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち岡崎市市税条例附則第５条第１項の改正規定中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項後段の規定による」を「最初の法第444条第３項に規定する」を「平成18年３月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第１項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、第１条中岡崎市市税条例第34条の２の改正規定並びに同条例附則第３条の６、第４条の３第１項から第３項まで及び第４条の４の改正規定並びに附則第３項から第５項までの規定は、同年６月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の岡崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　新条例第34条の２並びに附則第３条の６及び第４条の４の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　新条例第34条の２第１項及び附則第４条の４の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の２第１項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第１項第１号に掲げる寄附金（平成31年６月１日前に支出したも

		のに限る。）
附則第４条の４	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の７第１項第１号に掲げる寄附金（平成31年６月１日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は岡崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年岡崎市条例第26号）附則第５項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第１条の規定による改正前の岡崎市市税条例附則第４条の３第３項の規定による同条第１項に規定する申告特例通知書の送付

５　新条例附則第４条の３第１項から第３項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成31年６月１日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第２号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第１条の規定による改正前の地方税法第314条の７第１項第１号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

６　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

令和元年第１号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　契約目的
　中央緑道等整備工事その２
２　工事概要
　公園整備工事一式
　道路改良工事一式
３　契約方法
　一般競争入札
４　契約金額
　499,400,000円
５　完成期限
　令和２年３月27日
６　契約の相手方
　岡崎市明大寺町字西郷中37番地
　小原・朝日特定建設工事共同企業体

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和元年第２号議案

土地区画整理に伴う町及び字の区域の設定について

岡崎市岡崎蓑川南部土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から、本市の別図第１の区域について、次のとおり町及び字の区域の設定をするものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　町の区域の設定

⑴　名称

みはらし台

⑵　区域

別図第２のとおり

２　字の区域の設定

⑴　名称

ア　蓑川町

１丁目、２丁目及び３丁目

イ　みはらし台

１丁目及び２丁目

⑵　区域

別図第２のとおり

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により必要があるによる。

別図第１

凡	例
――――	実 施 区 域
―・―・―	町 界
― ― ―	字 界

別図第２

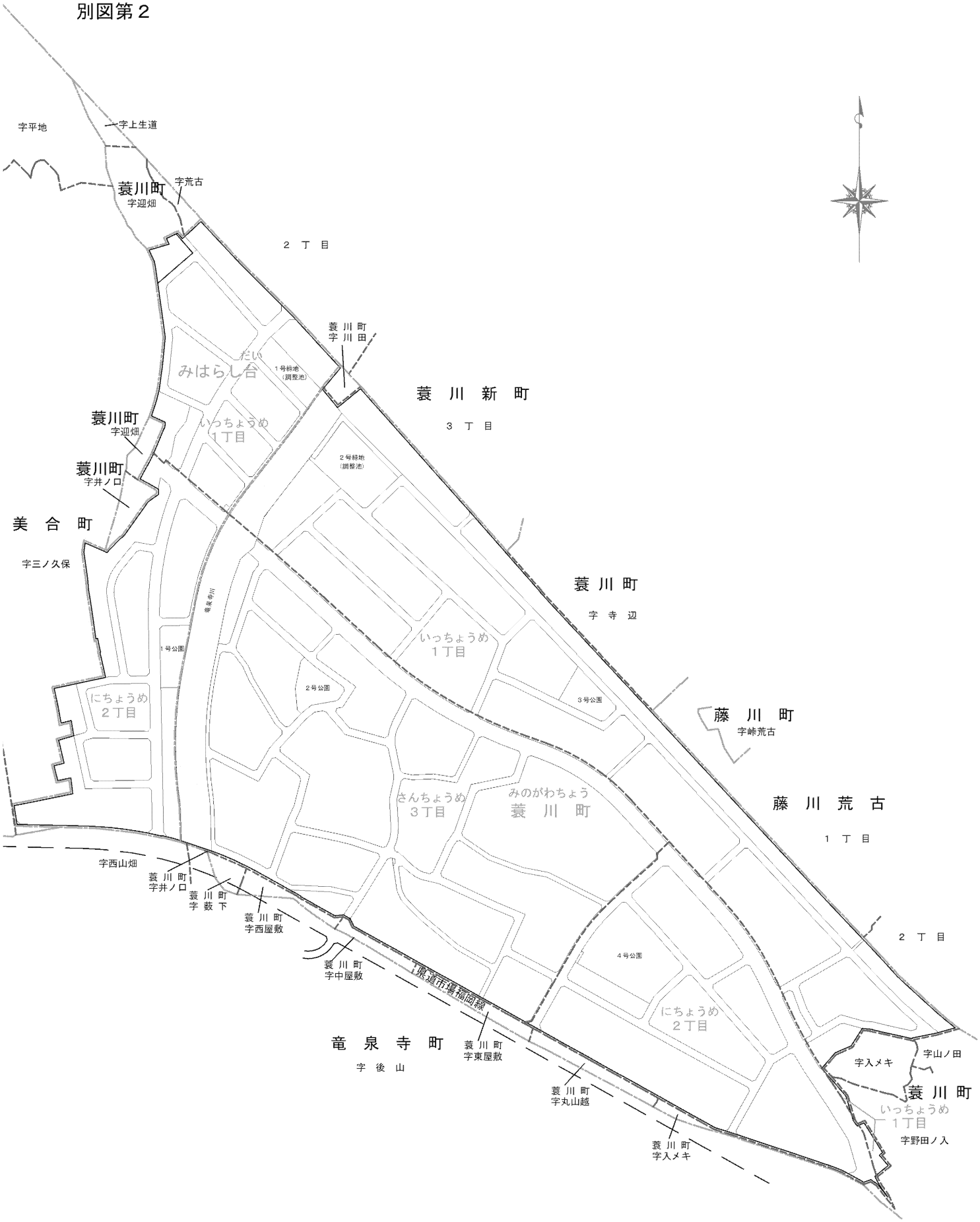

凡	例
――――	実 施 区 域
―・―・―	町 界
― ― ―	字 界

令和元年第３号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　買入目的

消防の用に供するため

２　買入物品

品　　名	説　　明	数　量
災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	１　車体 日野　２ＰＧ－ＦＨ１ＡＬＧＦ－ＤＸＷＢＡ（改） ２　装備 ⑴　地上高25メートルの三連一節屈折はしご ⑵　リモートカメラ	１両

３　契約方法

指名競争入札

４　買入金額

141,614,000円

５　納入期限

令和２年３月31日

６　契約の相手方

兵庫県三田市テクノパーク１番地の５

株式会社モリタ

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要がある

による。

令和元年第４号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　買入目的

消防の用に供するため

２　買入物品

品　　名	説　　明	数　量
災害対応特殊消防ポンプ自動車	１　車体 日野　２ＲＧ－ＸＺＵ６４０－ＰＫＴＱＸ４Ｍ ２　装備 ⑴　消防ポンプ ⑵　電動アシスト付ホース延長用資機材	１両

３　契約方法

指名競争入札

４　買入金額

40,068,940円

５　納入期限

令和２年３月31日

６　契約の相手方

東京都港区台場二丁目３番１号

日本ドライケミカル株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要があるによる。

令和元年第５号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　買入目的

救急業務の用に供するため

２　買入物品

品　　名	説　　明	数　量
災害対応特殊救急自動車	１　車体 トヨタ　ＴＲＨ２２６Ｓ－ＱＦＰＤＫ－Ｈ ２　装備 ⑴　四輪駆動 ⑵　防振ベッド	２両

３　契約方法

随意契約

４　買入金額

36,870,612円

５　納入期限

令和２年２月28日

６　契約の相手方

名古屋市昭和区高辻町６番８号

愛知トヨタ自動車株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要があるによる。

令和元年第６号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　買入目的

救急業務の用に供するため

２　買入物品

品　　名	説　　明	数　量
高度救命処置用資機材	１　気道確保用資機材 ２　自動体外式除細動器 ３　輸液用資機材 ４　ベッドサイドモニター ５　自動心臓マッサージ器	２組

３　契約方法

指名競争入札

４　買入金額

25,520,000円

５　納入期限

令和２年２月28日

６　契約の相手方

静岡県静岡市駿河区池田156番地の２

協和医科器械株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要があるによる。

令和元年第７号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　買入目的
学校の用に供するため
２　買入物品
机・椅子（中学校生徒用）　1,933組
３　契約方法
指名競争入札
４　買入金額
23,708,245円
５　納入期限
令和２年３月27日
６　契約の相手方
静岡県浜松市東区大島町955番地の９
第一工業株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要があるによる。

令和元年第８号議案

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第１㊵項を次のように改める。

㊵	建築基準法第48条第１項から第13項までのただし書（同法第87条第２項若しくは第３項又は第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の	用途地域における建築等許可申請手数料	ア　公開による意見の聴取及び建築審査会の同意が必要な場合にあっては、１件につき180,000円 イ　公開による意見の聴取が必要な場合（アに掲げる場合を除く。）にあっては、１件につき140,000円 ウ　ア及びイ以外の場合にあっては、１件につき120,000円

	申請に対する審査		

附　則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、用途地域における建築等許可申請手数料の額を改める必要があるによる。

令和元年第９号議案

岡崎市市税条例等の一部改正について

岡崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市市税条例等の一部を改正する条例

（岡崎市市税条例の一部改正）

第１条　岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第３条の４中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和３年」に改める。

附則第３条の７中「平成34年度」を「令和４年度」に改める。

附則第４条第１項中「平成33年度」を「令和３年度」に改める。

附則第５条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第５条の３第４項中「附則第15条第32項第１号イ」を「附則第15条第33項第１号イ」に改め、同条第５項中「附則第15条第32項第１号ロ」を「附則第15条第33項第１号ロ」に改め、同条第６項中「附則第15条第32項第２号イ」を「附則第15条第33項第２号イ」に改め、同条第７項中「附則第15条第32項第２号ロ」を「附則第15条第33項第２号ロ」に改め、同条第８項中「附則第15条第32項第３号イ」を「附則第15条第33項第３号イ」に改め、同条第９項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第11項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第12項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第13項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第５条の４第６項第４号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第６号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第７項第５号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同

条第９項第５号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第６条の見出し中「平成32年度」を「令和２年度」に改める。

附則第６条の２の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条第１項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和２年度分」に改め、同条第２項中「平成32年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第７条の前の見出し、同条、第７条の２、第８条（見出しを含む。）、第８条の３、第12条の前の見出し、同条、第12条の２、第13条（見出しを含む。）及び第13条の３中「平成32年度」を「令和２年度」に改める。

附則第14条第１項中「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

附則第15条の２第１項及び第２項中「平成32年度」を「令和２年度」に改める。

附則第18条第１項中「平成35年度」を「令和５年度」に改める。

第２条　岡崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第26条の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第26条の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「第203条の５第１項」を「第203条の６第１項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の６第１項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第26条の３第２項中「第203条の５第２項」を「第203条の６第２項」に改め、同条第４項中「第203条の５第５項」を「第203条の６第６項」に改める。

附則第４条の４の次に次の１条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第４条の４の２　法第451条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条

において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間（附則第４条の９第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第75条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第４条の５に次の３項を加える。

２　愛知県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

３　愛知県知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第４条の７の規定により読み替えられた第75条の７第１項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第１項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第４条の９に次の１項を加える。

３　自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第75条の５（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の２」とあるのは、「100分の１」とする。

附則第５条中「附則第30条」を「附則第30条第１項」に改め、「指定」の次に「(次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の３項を加える。

２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号イ	3,900円	1,000円
第２号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

３　法附則第30条第３項第１号及び第２号に掲げる法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号イ	3,900円	2,000円
第２号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

４　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第76条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号イ	3,900円	3,000円
第２号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第５条の４を附則第５条の５とし、附則第５条の３を附則第５条の４とし、附則第５条の２を附則第５条の３とし、附則第５条の次に次の１条を加える。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第５条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第77条第２項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第80条及び第81条の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第３条　岡崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第５条第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条に次の１項を加える。

５　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第76条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた

場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第５条の２第１項中「第４項」を「第５項」に改める。

（岡崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　岡崎市市税条例の一部を改正する条例（平成29年岡崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち岡崎市市税条例附則第４条の４の次に５条を加える改正規定（同条例附則第４条の９第２項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第５条の改正規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「加える」を「加え、同条第２項から第４項までを削る」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第４項及び第５項の規定　令和元年10月１日

⑵　第２条中岡崎市市税条例第26条の２及び第26条の３の改正規定並びに附則第２項及び第３項の規定　令和２年１月１日

⑶　第３条及び附則第６項の規定　令和３年４月１日

（市民税に関する経過措置）

２　附則第１項第２号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例（以下「２年新条例」という。）第26条の２第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定は、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき岡崎市市税条例第25条第１項に規定する給与について提出する２年新条例第26条の２第１項及び第２項に規定する申告書について適用する。

３　２年新条例第26条の３第１項の規定は、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第１条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下「新所得税法」という。）第203条の６第１項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する２年新条例第26条の３第１項に規定する申告書について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

4　別段の定めがあるものを除き、附則第１項第１号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5　元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

6　附則第１項第３号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る必要があるによる。

令和元年第10号議案

岡崎市民生委員定数条例の一部改正について

岡崎市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市民生委員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市民生委員定数条例（平成26年岡崎市条例第９号）の一部を次のように改正する。

本則中「563人」を「570人」に改める。

附　則

この条例は、令和元年12月１日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、世帯数の増加等に伴い負担が増した民生委員の負担軽減を図るため、民生委員の定数を増員する必要があるによる。

令和元年第11号議案

岡崎市介護保険条例の一部改正について

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例

岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第３条中「平成32年度」を「令和２年度」に改める。

第３条の２中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和２年度」に、「22,638円」を「19,404円」に改め、同条に次の１項を加える。

２　所得の少ない第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前条第２号に該当する者の令和元年度及び令和２年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,340円とする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第３条の２及び次項の規定は、平成31年４月１日から適用する。

２　平成30年度までの保険料については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和元年度及び令和２年度における所得の少ない第１号被保険者の介護保険料率の減額について定める必要があるによる。

令和元年第12号議案

岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年岡崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の２項を加える。

４　市長は、家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

５　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

⑴　子ども・子育て支援法第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

⑵　法第６条の３第12項又は第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第２項第３号中「。附則第３項において同じ」を削る。

第46条に次の１項を加える。

２　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第12項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第４項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第７条第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第３項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において、実施されるものに限る。)」を削る。

附則第４項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「５年」を「10年」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例で定める当該基準を見直す必要があるによる。

令和元年第13号議案

岡崎市都市公園条例の一部改正について

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例

岡崎市都市公園条例（昭和32年岡崎市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１籠田公園の項を次のように改める。

籠田公園	籠田公園野外ステージ
	籠田公園電源設備

別表第２中

「

籠田公園野外ステージ 東公園野外ステージ	昼間	430
	夜間	640

」

を

「

籠田公園野外ステージ	昼間	430
	夜間	640
籠田公園電源設備	１個１時間につき	100
東公園野外ステージ	昼間	430
	夜間	640

」

に改め、同表備考13中「出会いの杜公園電源設備」を「籠田公園電源設備及び出会いの杜公園電源設備」に改める。

別表第３中

「

籠田公園野外ステージ 東公園野外ステージ	電源	１個	210

」

を

「

東公園野外ステージ	電源	１個	210

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年７月26日から施行する。

（経過措置）

２　籠田公園電源設備の利用の許可に必要な手続その他の行為は、令和元年７月26日（以下「施行日」という。）前においてもこれを行うことができる。

３　前項の規定により施行日前に施行日以後の籠田公園電源設備の利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る使用料を徴収することができる。

（岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

４　岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例（平成31年岡崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第２の改正規定中

「

籠田公園野外ステージ 東公園野外ステージ	昼間	430
	夜間	650

」

を

「

籠田公園野外ステージ	昼間	430
	夜間	650
籠田公園電源設備	１個１時間につき	100
東公園野外ステージ	昼間	430
	夜間	650

」

に改める。

（理由）

この条例案を提出したのは、籠田公園の再整備に伴い、新たに有料公園施設として電源設備の使用料を定める必要があるによる。

令和元年第14号議案

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例（平成６年岡崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

美合つむぎ地区整備計画区域	都市計画法第20条第１項の規定により告示された西三河都市計画美合つむぎ地区計画において地区整備計画が定められた区域

別表第２に次のように加える。

美合つむぎ地区整備計画	Ａ地区	建築してはならない建築物	１　学校、図書館その他これらに類するもの ２　神社、寺院、教会その他これらに類するもの ３　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ４　公衆浴場 ５　診療所 ６　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の４に規定するもの（防災備蓄倉庫を除く。） ７　病院

区域			8　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 9　公益上必要な建築物で政令第130条の５の４に規定するもの 10　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の６の２に規定する運動施設 11　自動車教習所 12　床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 13　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の５の２に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 14　事務所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 15　自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 16　工場 17　倉庫（建築物に附属するもの又は防災備蓄倉庫を除く。） 18　危険物（法別表第２(ろ)項第１号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵又は処理に供するもの
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線からの後退距離は0.8メートル以上であること。ただし、それぞれの後退距離に満たない距離にある建築物等であって、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下で、かつ、隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上のものは、この限りでない。
		建築物の高さの最高限	12メートル

		度	
	B地区	建築してはならない建築物	1　自動車教習所 2　床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 3　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4　カラオケボックスその他これに類するもの 5　自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 6　工場
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線からの後退距離は0.8メートル以上であること。ただし、それぞれの後退距離に満たない距離にある建築物等であって、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下で、かつ、隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上のものは、この限りでない。

附　則

この条例は、令和元年７月１日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、地区整備計画を定めた区域内の建築物の建築に関する制限事項を定める必要があるによる。

令和元年第15号議案

岡崎市火災予防条例の一部改正について

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例

岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第５条の４第１項第１号ア中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第18条第１項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第31条の７第１号中「作動時間が60秒以内」を「種別が１種」に改め、同条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　第31条の５第１項に規定する住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第１項の改正規定は、令和元年７月１日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置を免

除することができる場合として特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合を加える等の必要があるによる。

令和元年第16号議案

令和元年度岡崎市一般会計補正予算（第１号）

令和元年度岡崎市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,574,571千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加及び変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		16,576,713	62,486	16,639,199
	1 国庫負担金	13,136,008	39,741	13,175,749
	2 国庫補助金	3,361,469	22,745	3,384,214
16 県支出金		8,052,538	26,170	8,078,708
	1 県負担金	4,725,362	19,870	4,745,232
	2 県補助金	2,409,829	6,300	2,416,129
18 寄附金		51,921	4,005	55,926
	1 寄附金	51,921	4,005	55,926
20 繰越金		1	317,242	317,243
	1 繰越金	1	317,242	317,243
21 諸収入		4,897,377	144,668	5,042,045
	5 雑入	3,721,743	144,668	3,866,411
歳　入　合　計		130,020,000	554,571	130,574,571

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		704,462	△13,907	690,555
	1 議会費	704,462	△13,907	690,555
2 総務費		10,630,975	5,400	10,636,375
	1 総務管理費	7,391,847	1,903	7,393,750
	2 総務諸費	1,462,926	3,497	1,466,423
3 民生費		47,248,632	535,246	47,783,878
	1 社会福祉費	11,054,574	3,493	11,058,067
	2 老人福祉費	9,512,098	84,656	9,596,754
	3 児童福祉費	22,976,757	447,097	23,423,854
4 衛生費		18,972,854	8,123	18,980,977
	1 保健衛生費	10,426,882	4,654	10,431,536
	2 衛生諸費	3,200,344	3,469	3,203,813
8 土木費		24,109,098	880	24,109,978
	5 都市計画費	8,994,130	184	8,994,314
	6 公園緑地費	3,716,731	696	3,717,427
10 教育費		13,046,762	18,829	13,065,591
	1 教育総務費	2,352,454	19,575	2,372,029
	2 小学校費	2,761,655	△1,464	2,760,191
	3 中学校費	1,145,328	425	1,145,753
	5 社会教育費	2,224,973	293	2,225,266
歳　出　合　計		130,020,000	554,571	130,574,571

第２表　債務負担行為補正

１　追加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
コンベンション施設用地の賃借に　要　す　る　経　費	令　和　２　年　度	千円 10,800

２　変更

事　　項	補　　正　　前		補　　正　　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
私立保育園園舎建替等事業費補助に要する経費	令　和　２　年　度	千円 62,804	変　更　な　し	千円 101,475

令和元年第17号議案

令和元年度岡崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

令和元年度岡崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656,609千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		455,061	3,469	458,530
	1 一般会計繰入金	455,061	3,469	458,530
6 諸収入		1	△1	0
	1 雑入	1	△1	0
歳　入　合　計		653,141	3,468	656,609

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		67,377	3,468	70,845
	1 総務管理費	67,377	3,468	70,845
歳　出　合　計		653,141	3,468	656,609

令和元年第18号議案

令和元年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
（第１号）

令和元年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,444,472千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　歳入歳出予算補正　　阿知和地区工業団地造成事業特別会計

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 市債		3,600,000	△300,000	3,300,000
	1 市債	3,600,000	△300,000	3,300,000
歳　入　合　計		3,744,472	△300,000	3,444,472

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 工業団地造成費		3,728,619	△300,000	3,428,619
	1 工業団地造成費	3,728,619	△300,000	3,428,619
歳　出　合　計		3,744,472	△300,000	3,444,472

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
阿知和地区工業団地用地取得に　要　す　る　経　費	令　和　３　年　度	300,000

第３表　地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
工業団地造成事業費	3,600,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補	正	後	
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 3,300,000	変更なし	変更なし	変更なし

令和元年第19号議案

令和元年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和元年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,464,751千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		5,798,904	△71,358	5,727,546
	1 介護保険料	5,798,904	△71,358	5,727,546
7 繰入金		4,156,296	76,926	4,233,222
	1 一般会計繰入金	3,611,531	76,926	3,688,457
歳　入　合　計		24,459,183	5,568	24,464,751

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		542,822	5,568	548,390
	1 総務管理費	331,705	5,568	337,273
2 保険給付費		22,269,638	0	22,269,638
	1 介護サービス等諸費	20,310,224	0	20,310,224
	2 介護予防サービス等諸費	737,521	0	737,521
	3 高額介護サービス等費	588,390	0	588,390
	4 特定入所者介護サービス等費	620,730	0	620,730
	5 その他諸費	12,773	0	12,773
3 地域支援事業費		1,626,958	0	1,626,958
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	919,939	0	919,939
	2 一般介護予防事業費	39,602	0	39,602
	3 包括的支援事業・任意事業費	665,513	0	665,513
	4 その他諸費	1,904	0	1,904
歳　出　合　計		24,459,183	5,568	24,464,751

令和元年第20号議案

令和元年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第１号）

令和元年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,612千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,582,335千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月３日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		1,598,947	△16,612	1,582,335
	1 一般会計繰入金	1,538,043	△16,612	1,521,431
歳　入　合　計		1,598,947	△16,612	1,582,335

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 継続契約集合支出		1,598,947	△16,612	1,582,335
	1 継続契約集合支出	1,598,947	△16,612	1,582,335
歳　出　合　計		1,598,947	△16,612	1,582,335